

令和元(2019)年度科学研究費助成事業における補助条件等の主な変更点について

1. 「科学研究費助成事業－科研費－特別研究員奨励費(特別研究員)研究者使用ルール(補助条件)」の主な変更点

平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
(略)	(略)
1 総則	1 総則
(略)	(略)
2 直接経費の使用	2 直接経費の使用
(略)	(略)
<p>【研究・契約等の開始】</p> <p>2-3 新たに採択された研究課題については、内定通知日以降、また、前年度から継続する研究課題については4月1日から、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。</p>	<p>【直接経費の使用内訳の変更】</p> <p><u>2-3 研究代表者は、交付申請書に記載した各費目の額に従って、直接経費を使用しなければならない。ただし、研究代表者は、直接経費の使用内訳について各費目の額を、交付する直接経費の50%（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）の範囲内で、取扱要領第11条第3項に規定する日本学術振興会の承認を得ることなく変更することができる。</u></p> <p>【研究・契約等の開始】</p> <p>2-3 新たに採択された研究課題については、内定通知日以降、また、前年度から継続する研究課題については4月1日から <u>(ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降)</u>、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行うことができるが、必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算しなければならない。</p>
(略)	(略)

<p>(略)</p> <p>【使用の制限】 2-6 直接経費は、次の経費として使用してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。） ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金 ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費 <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p>	<p>【調整金を活用した直接経費の前倒し使用】 2-6 研究代表者は、当該年度の補助事業について、研究計画変更等に伴い、年度途中で補助金の前倒し使用を希望する場合には、令和元年9月1日、12月1日までに日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。ただし、実質的な研究期間の短縮となる前倒し使用は行うことができない。</p> <p>(略)</p> <p>【調整金を活用した直接経費の次年度使用】 2-8 「2-7」の事由が日本学術振興会への申請期限以降に発生した場合又は「2-7」の事由に該当しないがやむを得ないと考えられる場合であって、当該事業に係る補助金の全部又は一部を次年度に使用することを希望する場合には、日本学術振興会が別途指示する期限までに日本学術振興会に対し申請を行い、必要な手続を行わなければならない。</p> <p>【使用の制限】 2-9 直接経費は、次の経費として使用してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。） ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費 ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金 ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費 <p>(略)</p> <p>3 補助事業を変更する上で必要な手続(交付申請書の記載内容の変更に当たっての遵守事項等)</p> <p>(略)</p> <p>【直接経費の使用内訳の変更】</p>
--	--

【補助事業の廃止】

3-2 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

（略）

【育児休業等による中断】

3-6 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、原則、育児休業等を取得する前に、様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断】

3-7 研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励

3-2 研究代表者は、直接経費の使用内訳について、各費目の額を、交付する直接経費の総額の50%（直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合、300万円まで）を超えて変更しようとする場合には、様式C-4-1「直接経費使用内訳変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得なければならない。

【補助事業の廃止】

3-~~32~~ 研究代表者は、補助事業を廃止しようとする場合には、様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た受けた後、61-30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

（略）

【育児休業等による中断】

3-~~76~~ 研究代表者は、産前産後の休暇又は育児休業（以下「育児休業等」という。）を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を希望する場合には、原則、育児休業等を取得する前に、様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た受けた後、61-30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

【病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断】

3-~~87~~ 研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励

費（特別研究員）」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に、様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

（略）

【軽微な変更】

3-10 「直接経費の費目別内訳」、「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

4 間接経費の譲渡等

（略）

5 実績の報告

【実績報告書の提出】

5-1 研究代表者は、平成31年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

費（特別研究員）」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、~~原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に~~、様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を~~得た受けた~~後、~~6130~~日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。

（略）

【軽微な変更】

3-1140 ~~「直接経費の費目別内訳」~~、「本年度の研究実施計画」及び「主要な物品の内訳」の各欄の記載事項は、補助事業の遂行について必要がある場合には変更することができる。

4 間接経費の譲渡等

（略）

5 実績の報告

【実績報告書の提出】

5-1 研究代表者は、~~平成31年~~令和2平成31年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を~~得た受けた~~後~~6130~~日以内に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により、日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還しなければならない。

<p>【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>5-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成32年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>8 その他</p>	<p>【翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出】</p> <p>5-2 「2-5」の規定に基づき、補助事業の期間を延長するとともに、翌年度にわたる補助金の使用を行う場合には、研究代表者は、補助事業を開始した年度の終了時において、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、<u>令和3</u>平成32年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を<u>得た</u>受けた後<u>61</u>30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」により日本学術振興会に実績報告を行わなければならない（研究実績報告書の内容は、国立情報学研究所の科学研究費助成事業データベース（KAKEN）により公開される。）。</p> <p>6 研究成果報告書等の提出</p> <p>(略)</p> <p>7 研究成果の発表</p> <p>(略)</p> <p>8 その他</p>
---	---

2. 「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」の主な変更点

平成30(2018)年度	令和元(2019)年度
<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う平成30年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「挑戦的研究（開拓）」、「若手研究（A）」（平成29年度以前に採択された研究課題（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。）」）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>	<p>独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）が取り扱う令和元平成30年度科学研究費助成事業（科学研究費補助金（「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究（S）」、「基盤研究（A）」、「基盤研究（B）」（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題及び平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。）」、「挑戦的研究（開拓）」、「若手研究（A）」（平成29年度以前に採択された研究課題（平成24年度から平成26年度に採択された研究課題を除く。）」）、「研究活動スタート支援」、「特別研究員奨励費」、「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」）の使用について各研究機関が行うべき事務等は次のとおりとする。なお、本規程に定めのない事項については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」等を踏まえ、各研究機関が定める規程等に従って適切に行うものとする。</p>
<p>1 申請資格の確認</p>	<p>1 申請資格の確認</p>
<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究 平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p> <p>③ 研究活動スタート支援 平成30年度科学研究費助成事業－科</p>	<p>1-1 交付申請書又は支払請求書（以下、「交付申請書等」という。）に記載された研究代表者（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては「代表者」と読み替えるものとする。以下同じ。）及び研究分担者が、交付申請又は支払請求の時点において、以下の公募要領等に定める応募資格を有する者であることを確認すること。</p> <p>① 特別推進研究、基盤研究、挑戦的研究、若手研究 平成3130年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（特別推進研究、基盤研究（S・A・B・C）、挑戦的研究（開拓・萌芽）、若手研究）</p> <p>② 新学術領域研究（研究領域提案型）、特別研究促進費 平成3130年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（新学術領域研究・特別研究促進費）</p> <p>③ 研究活動スタート支援</p>

<p>研費－公募要領（研究活動スタート支援）</p> <p>④ 特別研究員奨励費 平成30年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費） 【特別研究員】又は平成30年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】</p> <p>⑤ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース） 平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>（略）</p>	<p>平成30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（研究活動スタート支援）</p> <p>③④ 特別研究員奨励費 平成31-30年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究費奨励費）【特別研究員】又は平成31-30年度科学研究費助成事業－科研費－募集要領（特別研究員奨励費）【外国人特別研究員】</p> <p>④⑤ 研究成果公開促進費（学術図書）、研究成果公開促進費（データベース） 平成31-30年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（科学研究費補助金）（研究成果公開促進費）</p> <p>（略）</p>
<p>1-3 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金や学術研究助成基金助成金、それ以外の競争的資金で、不正使用、不正受給又は不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）を行ったとして、補助金の交付を受ける年度において、日本学術振興会から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。</p>	<p>1-3 交付申請書等に記載された研究代表者及び研究分担者が、補助金や学術研究助成基金助成金、それ以外の競争的資金で、不正使用（故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件に違反した使用）、不正受給（偽りその他不正な手段による研究費の受給）又は不正行為（発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意による又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるねつ造、改ざん又は盗用）を行ったとして、補助金の交付を受ける年度において、日本学術振興会から補助金を交付しないこととされた者でないことを確認すること。</p>
<p>1-4 研究代表者が、交付申請書等に記載している研究分担者の「研究分担者承諾書」を保管していることを確認すること。</p>	<p>1-4 研究代表者が、交付申請書等に記載している研究分担者の「研究分担者承諾書」を保管していることを確認すること。</p>
<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>（略）</p>	<p>2 研究代表者及び研究分担者との関係に関する定め</p> <p>（略）</p>
<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p>	<p>3 研究機関が行う事務の内容</p> <p>（略）</p>

【使用の開始】

3-4 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに（「研究成果公開促進費（学術図書）」については、代表者が交付された直接経費の使用を平成30年6月30日まで）開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。

（新規の研究課題（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては課題と読み替えるものとする。以下同じ。）については内定通知日以降、また、継続の研究課題については4月1日から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。）

（略）

【費目別の収支管理】

3-7 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。))の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「様式B」は「様式BK」、「様式C」は「様式CK」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

（略）

【使用の制限】

【使用の開始】

3-4 研究代表者及び研究分担者が、交付された直接経費の使用を速やかに（「研究成果公開促進費（学術図書）」については、代表者が交付された直接経費の使用を令和元平成~~30~~年6月30日まで）開始できるよう、必要な事務を迅速に行うこと。

（新規の研究課題（「研究成果公開促進費（学術図書）」及び「研究成果公開促進費（データベース）」にあつては課題と読み替えるものとする。以下同じ。）については内定通知日以降、また、継続の研究課題については4月1日から（ただし、「研究成果報告書」を提出していないことなどにより内定通知を留保された場合には、内定通知日以降）、それぞれ研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。ただし、海外における研究滞在等による中断後の再開の場合には、日本学術振興会への再開時の交付申請書の提出日以降研究を開始し、必要な契約等を行って差し支えない。必要な経費は、直接経費受領後に支出し、又は研究機関等が立て替えて直接経費受領後に精算すること。

（略）

【費目別の収支管理】

3-7 直接経費（補助事業の遂行に必要な経費（研究成果の取りまとめに必要な経費を含む。))の各費目の対象となる経費の例は、以下のとおり。「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」~~、「研究活動スタート支援」~~及び「特別研究員奨励費」に係る直接経費の収支管理は、様式B-1「収支簿」（「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」にあつては「様式B」は「様式BK」、「様式C」は「様式CK」と読み替えるものとする。以下同じ。）を用いて、以下の費目ごとに行うこと。

（略）

【使用の制限】

3-12 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(略)

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

- ①調整金を活用した直接経費の前倒し使用
研究代表者（「特別研究員奨励費」の研究代表者を除く。）が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で補助金の前倒し使用を希望する場合には、研究代表者が作成する必要な申請書類を取りまとめ、各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

(略)

- ③調整金を活用した直接経費の次年度使用
「3-21②」の事由が日本学術振興会への申請期限の翌日以降に発生した場合又は「3-21②」の事由に該当しないがやむを得ない場合であって、研究代表者（「特別研究員奨励費」の研究代表者を除く。）が当該事業に係る補助金の全部又は一部を次年度に使用することを希望する場合には、研究代表者が作成する必要な申請書類を取りまとめ、日本学術振興会が別途指示する期限までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

3-12 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、~~「研究活動スタート支援」~~及び「特別研究員奨励費」の直接経費は、次の費用として使用しないこと。

- ① 建物等の施設に関する経費（直接経費により購入した物品を導入することにより必要となる~~軽微な~~据付等のための経費を除く。）
- ② 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ③ 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金
- ④ その他、間接経費を使用することが適切な経費

(略)

【交付申請書の記載内容の変更に係る手続】

3-21 「特別推進研究」、「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、~~「研究活動スタート支援」~~及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

- ①調整金を活用した直接経費の前倒し使用
研究代表者~~（「特別研究員奨励費」の研究代表者を除く。）~~が、各年度において、研究計画変更等に伴い、年度途中で補助金の前倒し使用を希望する場合には、研究代表者が作成する必要な申請書類を取りまとめ、各年度の9月1日、12月1日までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

(略)

- ③調整金を活用した直接経費の次年度使用
「3-21②」の事由が日本学術振興会への申請期限の翌日以降に発生した場合又は「3-21②」の事由に該当しないがやむを得ない場合であって、研究代表者~~（「特別研究員奨励費」の研究代表者を除く。）~~が当該事業に係る補助金の全部又は一部を次年度に使用することを希望する場合には、研究代表者が作成する必要な申請書類を取りまとめ、日本学術振興会が別途指示する期限までに日本学術振興会へ申請を行うこと。

(略)

⑤補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の補助金を返還し、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

⑦研究代表者の応募資格の喪失等

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給又は不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-21⑤」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「3-21②」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。

(略)

⑩研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者(外国人特別

(略)

⑤補助事業の廃止

研究代表者が、補助事業を廃止しようとする場合に、当該研究代表者が作成する様式C-5-1「補助事業廃止承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、廃止のときまでの補助事業について、廃止の承認を得た受けた後、61-30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

研究代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-5-2「研究代表者死亡等報告書」により日本学術振興会に報告するとともに必要な事務を行った上で、未使用の補助金を返還し、様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」により日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

⑦研究代表者の応募資格の喪失等

研究代表者が、応募資格を有しなくなる場合、補助事業を継続できなくなる場合、公募要領に示す重複制限により補助事業を実施できなくなる場合、又は補助事業以外で不正使用、不正受給若しくは又は不正行為により補助金を交付しないこととされた場合には、「3-21⑤」に規定する手続により、補助事業を廃止するための手続を行うこと。ただし、海外における研究滞在等により補助事業を中断する場合には、「3-21⑤」に規定する手続を行うこと。また、ただし、日本学術振興会の特別研究員として採用されることで応募資格を有しなくなる研究代表者が、「3-21②」に規定する手続を経て、補助金の全部又は一部を翌年度に使用することができる場合には、当該年度の補助事業を廃止する必要はない。

(略)

⑩研究分担者の変更

研究代表者が、研究分担者(外国人特別

研究員である研究分担者を除く。)を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式C-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式C-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式C-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式C-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を保管していることを確認すること。

⑩育児休業等による中断

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を受けることを希望する場合に、原則、育児休業等を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

「特別研究員奨励費(外国人特別研究員)」については、上記「⑩」に代えて下記「⑩-1」のとおりとする。

⑩-1 研究分担者の育児休業等による中断

研究分担者が、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を受けることを希望する場合に、原則、育児休業等を取得する前に、研究代表者が作成する様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、

研究員である研究分担者を除く。)を変更する場合に、当該研究代表者が作成する様式C-9「補助事業者変更承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得ること。

~~上記の変更において、研究分担者が新たに加えられる場合には、事前に、当該研究代表者が、様式C-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式C-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を徴し、これを保管しなければならないこととしているので、必要に応じ事務的な援助を行い、研究代表者が様式C-11「研究分担者承諾書(他機関用)」又は様式C-12「研究分担者承諾書(同一機関用)」を保管していることを確認すること。~~

⑩育児休業等による中断

研究代表者が、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を受けることを希望する場合に、~~原則、育児休業等~~を取得する前に、当該研究代表者が作成する様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、~~中断の承認を得た~~受けた後、~~61-30~~日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書(収支決算報告書)」及び様式C-7-1「実績報告書(研究実績報告書)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

「特別研究員奨励費(外国人特別研究員)」については、上記「⑩」に代えて下記「⑩-1」のとおりとする。

⑩-1 研究分担者の育児休業等による中断

研究分担者が、産前産後の休暇又は育児休業(以下「育児休業等」という。)を取得し、未使用の補助金について翌年度以降の育児休業等の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、~~原則、育児休業等~~を取得する前に、研究代表者が作成する様式C-13-1「産前産後の休暇又は育児休業の取得に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、

中断の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑫病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断

「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に、当該研究代表者が作成する様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を受けた後、30日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

中断の承認を得た受けた後、~~6130~~日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

⑫病気を理由とした特別研究員の採用中断による「特別研究員奨励費（特別研究員）」の中断

「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究代表者が、病気を理由とした特別研究員の採用の中断により「特別研究員奨励費（特別研究員）」の研究を中断し、未使用の補助金について翌年度以降の特別研究員の採用の中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、~~原則、病気を理由とした特別研究員の採用の中断の前に~~、当該研究代表者が作成する様式C-13-3「病気を理由とする特別研究員の採用の中断に伴う研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断のときまでの補助事業について、中断の承認を~~得た~~受けた後、~~6130~~日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

(略)

⑮海外における研究滞在等による中断

研究代表者（「新学術領域研究（研究領域提案型）」の計画研究の総括班研究課題、「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」の研究代表者を除く。）が、海外における研究滞在等により研究を中断し、未使用の補助金について中断の終了後に再交付を受けることを希望する場合には、当該研究代表者が作成する様式C-13-5「海外における研究滞在等による研究中断承認申請書」により申請を行い、日本学術振興会の承認を得るとともに、未使用の補助金を返還し、中断の時までの補助事業について、中断の承認を得た後、61日以内に、当該研究代表者が作成する様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C

－ 7－ 1 「実績報告書（研究実績報告書）」
を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告
を行うこと。

⑩海外における研究滞在等に伴う研究期
間の延長

研究代表者（「新学術領域研究（研究領
域提案型）」の計画研究の総括班研究課題、
「特別研究員奨励費（特別研究員）」及び
「特別研究員奨励費（外国人特別研究員）」
の研究代表者を除く。）が、海外における
研究滞在等により年度内に研究を中断し、
かつ年度内に研究を再開する場合であっ
て、翌年度以降の研究実施計画の変更に伴
い、研究期間の延長を希望する場合には、
当該研究代表者が作成する様式C－ 1 3
－ 6 「海外における研究滞在等に伴う研究
期間延長承認申請書」により令和2年3月
1日までに申請を行い、日本学術振興会の
承認を得ること。なお、研究期間は、海外
における研究滞在等により研究を中断す
る期間に応じて延長することができる。た
だし、海外における研究滞在等により応募
資格を有しなくなる場合には、「3-21⑩」
に規定する手続を行うこと。

(略)

(略)

3-23 「研究成果公開促進費（データベース）」
に係る次の手続を行うこと。

3-23 「研究成果公開促進費（データベース）」
に係る次の手続を行うこと。

(略)

(略)

③ 補助事業の廃止

代表者が、補助事業を廃止しようとする
場合に、当該代表者が作成する様式C－ 5
5－ 1 「補助事業廃止承認申請書（研究成
果公開促進費）」により申請を行い、日本学
術振興会の承認を得るとともに、未使用の
補助金を返還し、廃止のときまでの補助事
業について、廃止の承認を受けた後、30
日以内に、当該代表者が作成する様式C－
56－ 3 「実績報告書（研究成果公開促進
費「データベース」）」(様式B－ 51－ 4「収
支簿（研究成果公開促進費「データベー
ス」）」の写し及び様式B－ 3 「実績報告書
（収支決算報告書）(表紙)」を添える。）及
び「作成したデータベースから出力した任
意の10レコード」を取りまとめ、日本学

③ 補助事業の廃止

代表者が、補助事業を廃止しようとする
場合に、当該代表者が作成する様式C－ 5
5－ 1 「補助事業廃止承認申請書（研究成
果公開促進費）」により申請を行い、日本
学術振興会の承認を得るとともに、未使用
の補助金を返還し、廃止のときまでの補助
事業について、廃止の承認を得た受けた
後、6130日以内に、当該代表者が作成
する様式C－ 56－ 3 「実績報告書（研究
成果公開促進費「データベース」）」(~~様式~~
~~B－ 51－ 4「収支簿（研究成果公開促進~~
~~費「データベース」）」の写し及び様式B－
3 「実績報告書（収支決算報告書）(表紙)~~
を添える。）及び「作成したデータベース
から出力した任意の10レコード」を取り

術振興会に実績報告を行うこと。

代表者が一人で行う補助事業において、当該代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-55-2「代表者死亡等報告書（研究成果公開促進費）」により日本学術振興会に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

3-24 「特別推進研究」「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、平成31年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

② 翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成32年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-25 「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」に係る次の手続を行うこと。

まとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

代表者が一人で行う補助事業において、当該代表者が欠けた場合には、その旨を様式C-55-2「代表者死亡等報告書（研究成果公開促進費）」により日本学術振興会に報告するとともに、未使用の補助金を返還すること。

(略)

【実績報告等に係る手続】

3-24 「特別推進研究」「新学術領域研究（研究領域提案型）」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「~~研究活動スタート支援~~」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、~~平成31年~~令和2年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受けた後、61~~30~~日以内）に、各研究代表者が作成する、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

② 翌年度にわたる補助金の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、研究代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-17-1「実績報告書（収支決算報告書（2）」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和3~~平成32~~年5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受けた後、61~~30~~日以内）に、様式C-6「実績報告書（収支決算報告書）」及び様式C-7-1「実績報告書（研究実績報告書）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-25 「特別推進研究（平成27年度以前に採択された研究課題）」に係る次の手続を行うこと。

(略)

② 実績報告書の提出

各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内）に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-1「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-1「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

3-26 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、30日以内又は平成31年3月10日のいずれか早い日までに、各代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書」）」（様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。）及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、30日以内又は平成32年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

(略)

② 実績報告書の提出

各補助事業について、研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで（補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受~~け~~後、6.1.30~~3.0~~日以内）に、各研究代表者が作成する、様式CK-6-2「実績報告書（収支決算報告書）」（様式BK-3-1「収支決算報告書（表紙）」を添える。）及び様式CK-7-2「実績報告書（研究実績報告書）」（様式BK-4-1「研究実績報告書（表紙）」を添える。）を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。また、実績報告時に未使用の補助金が生じた場合には、日本学術振興会に返還すること。

3-26 「研究成果公開促進費（学術図書）」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、その完了の後、6.1.30~~3.0~~日以内又は令和2~~平成31~~年3月10日のいずれか早い日までに、各代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書（研究成果公開促進費「学術図書」）」（様式C-53-1「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合）」、様式C-53-2「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜直接出版費＞（電子媒体のみで刊行する場合）」、様式C-53-3「費用計算書（研究成果公開促進費「学術図書」＜翻訳・校閲経費＞）」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書（収支決算報告書）（表紙）」を添える。）及び「刊行物一式（翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿）」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。ただし、補助事業の期間が延長された場合には、補助事業の完了の後、6.1.30~~3.0~~日以内又は令和3~~平成32~~年3月10日のいずれか早い日までに、上記の手続を行うこと。

また、補助事業の完了の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書(2)(学術図書)」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成32年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」(様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-27 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、平成31年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-51-4「収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)」の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出

と。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する、様式C-60-7「実績報告書(2)(学術図書)」により日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和3平成32年3月10日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受けた後、~~6130~~6130日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-2「実績報告書(研究成果公開促進費「学術図書」)」(様式C-53-1「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(紙媒体のみで刊行する場合又は紙媒体と電子媒体双方で刊行する場合))」、様式C-53-2「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<直接出版費>(電子媒体のみで刊行する場合))」、様式C-53-3「費用計算書(研究成果公開促進費「学術図書」<翻訳・校閲経費>」、様式C-62「出荷先一覧表」、出荷した際の伝票の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「刊行物一式(翻訳・校閲のみを行う場合は、翻訳・校閲後の原稿)」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

3-27 「研究成果公開促進費(データベース)」に係る次の手続を行うこと。

① 実績報告書の提出

各補助事業について、令和2平成31年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受けた後、~~6130~~6130日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(~~様式B-51-4「収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)」の写し~~及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

また、補助事業の完了又は廃止の後に行う実績の報告に伴い、日本学術振興会から関係書類の提出を求められた場合は、遅滞なく関係書類を提出しなければならないこととされているので、その場合には、関

すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-51-4「収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)」の写しを添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、平成32年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を受けた後30日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-51-4「収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)」の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」、「研究活動スタート支援」及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」及び「研究活動スタート支援」の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

係書類を取りまとめ、日本学術振興会に提出すること。

② 翌年度にわたる直接経費の使用を行う場合の実績報告書の提出

補助事業の期間が延長されるとともに、翌年度にわたる補助金の使用が行われる場合には、代表者が補助事業を開始した年度の終了時において作成する様式C-60-8「実績報告書(2)(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-51-4「~~収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)~~」の写しを添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うとともに、令和3~~平成32~~年5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た受~~付~~後、6130~~30~~日以内)に、各代表者が作成する様式C-56-3「実績報告書(研究成果公開促進費「データベース」)」(様式B-51-4「~~収支簿(研究成果公開促進費「データベース」)~~」の写し及び様式B-3「実績報告書(収支決算報告書)(表紙)」を添える。)及び「作成したデータベースから出力した任意の10レコード」を取りまとめ、日本学術振興会に実績報告を行うこと。

【研究成果報告に係る手続】

3-28 「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」、「基盤研究」、「挑戦的研究」、「若手研究」~~、「研究活動スタート支援」~~及び「特別研究員奨励費」に係る次の手続を行うこと。

① 研究成果報告書等の提出

「特別推進研究」、「新学術領域研究(研究領域提案型)」の計画研究、「基盤研究」、「挑戦的研究」及び~~「若手研究」及び「研究活動スタート支援」~~の研究課題について、研究計画の最終年度の翌年度の6月30日までに、研究代表者が作成する、様式C-19「研究成果報告書」により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

特段の理由があつて上記の提出期限までに報告書を取りまとめられない場合には、研究代表者が作成する様式C-21「研究経過報告書」を日本学術振興会に提出し、研究成果の取りまとめができ次第速やかに、研究代表者が作成する研究成果報告書により日本学術振興会に成果報告を行うこと。

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

【経費管理・監査の実施体制等の報告】

4-2 各年度の応募の際に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省に提出すること。

(略)

【内部監査の実施】

4-6 毎年、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出した補助事業（補助金により実施している補助事業全体の概ね10%以上が望ましい。）について、監査を実施し、各年度の応募の際に、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

研究計画最終年度前年度の応募研究課題が採択されたことに伴い、辞退又は廃止することとなった最終年度に当たる研究課題の研究の成果については、研究代表者が作成する様式C-19「研究成果報告書」により、日本学術振興会に成果報告（提出期限は、辞退又は廃止することとなった研究課題の最終年度の翌年度の6月30日まで）を行うこと。

(略)

4 適正な使用の確保

(略)

【経費管理・監査の実施体制等の報告】

4-2 公募要領等に規定する手続により各年度の応募の際に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」を文部科学省に提出すること。

(略)

【内部監査の実施】

4-6 毎年、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出した補助事業（補助金により実施している補助事業全体の概ね10%以上が望ましい。）について、監査を実施し、~~各年度の応募の際に~~、その実施状況及び結果について文部科学省に報告すること。

なお、上記により実施する監査の一部（監査を実施する補助事業の概ね10%以上が望ましい。）については、書類上の調査に止まらず、実際の補助金使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的なものとする。

(略)

5 研究活動における不正行為への対応

<p>(略)</p> <p>【研究活動の不正行為への対応に係る取組状況等の報告】</p> <p>5-2 各年度の応募の際に、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を文部科学省に提出すること。</p>	<p>(略)</p> <p>【研究活動の不正行為への対応に係る取組状況等の報告】</p> <p>5-2 <u>公募要領等に規定する手続により各年度の応募の際に</u>、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」を文部科学省に提出すること。</p>
<p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</p>	<p>(略)</p> <p>6 コンプライアンス教育及び研究倫理教育の実施</p>
<p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>7 その他</p> <p>(略)</p>